

3 公園緑化土木工事

第1章 一般施工

第1節 適用

1. 本章は、各工事において共通的に使用する工種、基礎工、石・ブロック積（張）工、一般舗装工、工場製品輸送工、構造物撤去工、仮設工、軽量盛土工、鋼材工、組積工、付帯工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、工事請負共通仕様書（1 共通編）第2章工事材料及び第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。
3. 公園に関する工事の**施工計画書**については、共－1－1－1－7 施工計画書の規定によるものとし、受注者は施工計画書に次の事項を記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合、追記するものとする。ただし、簡易な工事等においては監督職員の**承諾**を得て記載内容の一部を省略することができる。
 - (1) 工事概要
 - (2) 計画（詳細）工程表
 - (3) 現場組織表
 - (4) 指定機械
 - (5) 主要機械（排出ガス対策型建設機械）
 - (6) 主要資材
 - (7) 施工方法
 - (8) 施工管理計画
 - (9) 緊急時の体制及び対応
 - (10) 工事現場管理及び安全管理
 - (11) 安全教育及び安全訓練等
 - (12) 交通管理（交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置）
 - (13) 再生資源の利用促進と建設副産物の適正処理方法
（産廃契約書・許可書の写し、運搬経路図）
 - (14) 環境対策（騒音・振動対策等）
 - (15) 仮設構造物計画
 - (16) 仮設備計画
 - (17) その他

第2節 適用すべき諸基準

1. 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類（最新版）によらなければならない。

なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認をもとめなければならない。

日本道路協会	舗装の構造に関する技術基準・同解説
日本道路協会	舗装設計施工指針
日本道路協会	舗装施工便覧
日本道路協会	舗装設計便覧
日本道路協会	舗装再生便覧
日本道路協会	舗装調査・試験法便覧
日本道路協会	アスファルト舗装工事共通仕様書解説
日本道路協会	転圧コンクリート舗装技術指針（案）
環境庁	水質汚濁に係る環境基準について
日本道路協会	防護柵の設置基準・同解説
日本道路協会	杭基礎施工便覧
全国特定法面保護協会	のり砕工の設計施工指針
日本道路協会	杭基礎施工便覧
日本道路協会	道路土工要綱
日本道路協会	道路土工－盛土工指針
日本道路協会	道路土工－切土工・斜面安定工指針
日本道路協会	道路土工－擁壁工指針
日本道路協会	道路土工－カルバート工指針
日本道路協会	道路土工－仮設構造物工指針
日本道路協会	鋼管矢板基礎設計施工便覧
建設省	道路付属物の基礎について
日本道路協会	路上表層再生工法技術指針（案）
建設省	土木構造物設計マニュアル（案）〔土木構造物・橋梁編〕
建設省	土木構造物設計マニュアル（案）に係わる設計・施工の手引き（案）〔ボックスカルバート・擁壁編〕
国土交通省	建設副産物適正処理推進要綱
国土交通省	土木構造物設計マニュアル（案）〔樋門編〕
国土交通省	土木構造物設計マニュアル（案）に係わる設計・施工の手引き（案）〔樋門編〕
国土交通省	道路土工構造物技術基準
労働省	騒音障害防止のためのガイドライン

厚生労働省

手すり先行工法に関するガイドライン

土木学会

コンクリート標準示方書（規準編）

2. 受注者は、大阪市建設局が管理する道路の歩道における段差及び勾配等については、工事請負共通仕様書 参考資料(共通編) 8「歩道における段差及び勾配等に関する基準」によるものとする。

これ以外の、公園内の通路における段差及び勾配については、**設計図書**によるものとする。

第3節 共通的工種

公-1-1-3-1 一般事項

1. 本節は、各工事に共通的に使用する工種として公園土工、矢板工、植生工、園路縁石工、区画線工、支給品運搬工その他これらに類する工種について定めるものとする。

(1) 受注者は、工事の施工にあたっては公-1-1-1-7 施工計画書に基づき実施しなければならない。

(2) 受注者は、工事に先立ち監督職員立会のうえ敷地の**確認**をし、高低、地物、形状の現地測量をすみやかに行わなければならない。特に敷地境界及び施工区域の明示杭等は、その保護を図り、用地境界を確保するようにしなければならない。

受注者が測量の結果、**設計図書**と現地に差異が生じた場合は、すみやかに監督職員と**協議**するものとする。

(3) 受注者は、設計書においてBMまたは仮BM(以下BM等)の指定がある場合、その場所と高さを**確認**し、工事中にその場所及び高さが変動しないよう適切に保護しなければならない。

なお、設計書にBM等の記載がない場合、或いは工事期間中にBM等の場所または高さが変動する恐れがある場合は、監督職員と**協議**のうえ必要に応じて工事現場の最付近地に代替のBM等を設置しなければならない。

ただし、利用できる不動産があれば、それを代用してもよい。

(4) 受注者は、工事に必要な遣り形や丁張りを、監督職員立会のもとに、施工物件の所要箇所に位置及び水準の基準を明確に示すよう設置し、工事中に絶えず**確認**して正確に保持しなければならない。

また、き損や亡失した場合はすみやかに復元しなければならない。

(5) 受注者は、既存構造物、樹木あるいは施工済み部分等で、工事により汚染又は損傷の恐れのあるものは、適切な保護の処置を講じなければならない。

(6) 受注者は、工事用の仮設物(保安柵、現場詰所、材料置場、電気、水道施設等)を設ける場合、**設計図書**に**特記**がある場合はそれに基づき、それ以外の場合には現場の状況を勘案し、関係法令等を遵守したうえで適切なものを選択し、監督職員の**承諾**を得なければならない。

- (7) 受注者は、仮設物に使用する材料はその目的に十分耐えられるものを使用するとともに、設置期間中は適切な管理に努め、破損やき損、盗難等があった場合は速やかに補修または交換しなければならない。

公－１－１－３－２ 材料

1. 縁石工において、縁石材料にコンクリート二次製品を使用する場合、使用する材料は、共－１－２－２－７セメントコンクリート製品の規定によるものとする。また、長尺物の縁石についてはJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に準ずるものとする。また、石材（花崗岩）を使用する場合、使用する材料は、共－１－２－２－13その他第5項の規定によるものとする。
2. 工場塗装工の材料については、道－１－１－３－２材料第7項の規定によるものとする。

公－１－１－３－３ 公園土工

1. 適用

- (1) 本条は、公園土工、作業土工その他これらに類する工種について適用するものとする。
- (2) 本条に特に定めのない事項については、工事請負共通仕様書（1 共通編）第2章工事材料の規定によるものとする。

2. 公園土工

(1) 一般事項

- ① 本節は、公園土工として掘削工、路体盛土工、路床盛土工、法面整形工、残土処理工その他これらに類する工種について定めるものとする。
- ② 一般事項は、道－１－１－３－３土工第3項道路土工(1)一般事項の規定によるものとする。

(2) 掘削工

掘削工は、道－１－１－３－３土工第3項道路土工(2)掘削工の規定によるものとする。

(3) 路体盛土工

路体盛土工は、道－１－１－３－３土工第3項道路土工(3)路体盛土工の規定によるものとする。

(4) 路床盛土工

路床盛土工は、道－１－１－３－３土工第3項道路土工(4)路床盛土工の規定によるものとする。

(5) 法面整形工

法面整形工は、道－１－１－３－３土工第2項河川土工(5)法面整形工の規定によるものとする。

(6) 残土処理工

残土処理工は、道－１－１－３－３土工第２項河川土工(6)残土処理工の規定によるものとする。

３． 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工(床掘り・埋戻し)は、道－１－１－３－３土工第４項作業土工(床掘り・埋戻し)の規定によるものとする。

公－１－１－３－４ 矢板工

矢板工については、道－１－１－３－４矢板工の規定によるものとする。

公－１－１－３－５ 植生工

植生工の施工については、設計図書による。

公－１－１－３－６ 園路縁石工

１．受注者は、園路縁石工の施工にあたっては、以下の規定によらなければならない。

(1) 受注者は、不陸整正については、以下の各規定に従わなければならない。

- ① 基礎の施工に先立って、基礎の施工面を十分突固め所定の高さとなるよう不陸整正をおこなわなければならない。
- ② 掘り過ぎとなった箇所は、良質土又は改良土等を充填して十分突固めなければならない。
- ③ 不良土があるときは、これを除去して良質土と入換えなければならない。

(2) 受注者は、基礎工の施工については、工事請負共通仕様書(１ 共通編)第３章無筋・鉄筋コンクリート第３節レディーミクストコンクリートの規定によらなければならない。

(3) 受注者は、縁石ブロックの据付けについては、以下の規定に従わなければならない。

- ① 縁石ブロック等に付着した土砂やよごれ等は、据付け前に取り除いておかなければならない。再使用品を使用する場合は、ブロック等に付着したモルタル・特にほぞ穴の中のモルタルを十分取り除いておかなければならない。
- ② 敷モルタル、合端及び目地モルタルに使用する材料は、工事請負共通仕様書(１ 共通編)第３章第３節レディーミクストコンクリートの規定によらなければならない。
- ③ ブロック等は、一様に敷き均した敷モルタルの上にのせ、所定の位置と計画高に敷モルタルと密着するように据付けなければならない。
- ④ 目地幅は、10mmを標準とする。
- ⑤ 合端モルタルは、流出しないように適当な処置をして注入しなければならない。目地は目地ごとで丁寧に仕上げ、余分のモルタルは拭き取っておかなければならない。
- ⑥ 半端な隙間等が発生する場合は、ブロック製品を加工して使用する事。ただし、使用するブロックは製品の1/2以上を使用すること。(図１－１－１)
- ⑦ 地先境界ブロックの交差する箇所は、それぞれ図示するように石を加工して据付け

なければならない。（図 1-1-2）

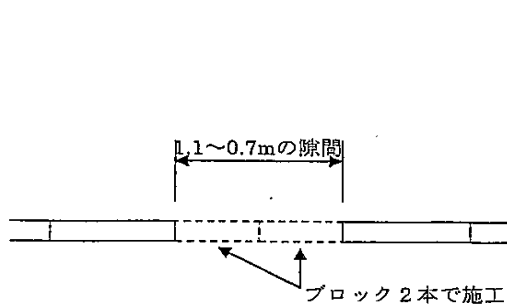


図 1-1-1 半端な隙間等が発生する場合の縁石ブロックの据付

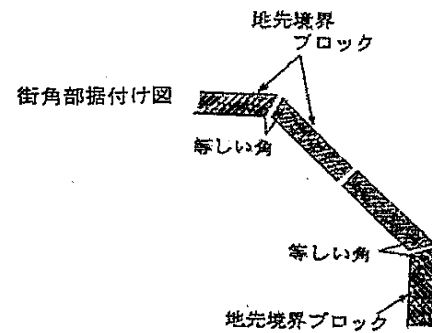


図 1-1-2 地先境界ブロックの交差する箇所の縁石ブロックの据付

公-1-1-3-7 区画線工

区画線工の施工については、道-1-1-3-10区画線工の規定によるものとする。

公-1-1-3-8 支給品運搬工

支給品運搬工については、道-1-1-3-15支給品運搬工の規定によるものとする。

第4節 基礎工

公-1-1-4-1 一般事項

1. 本節は、基礎工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、切込砂利、砕石基礎工、割ぐり石基礎工の施工においては、床掘り完了後（割ぐり石基礎には割ぐり石に切込砂利、砕石などの間隙充填材を加え）締固めながら仕上げなければならない。

第5節 石・ブロック積（張）工

公-1-1-5-1 一般事項

1. 本節は、石・ブロック積（張）工として作業土工、コンクリートブロック工、緑化ブロック工、石積（張）工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 一般事項は、道-1-1-5-1一般事項の規定によるものとする。

公-1-1-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、公-1-1-3-3公園土工の規定によるものとする。

公-1-1-5-3 コンクリートブロック工

コンクリートブロック工については、道-1-1-5-3コンクリートブロック工の規

定によるものとする。

公－１－１－５－４ 石積（張）工

石積（張）工については、道－１－１－５－５石積（張）工の規定によるものとする。

第６節 一般舗装工

公－１－１－６－１ 一般事項

- １．本節は、一般舗装工として舗装準備工、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、ブロック舗装工その他これらに類する工種について定めるものとする。
- ２．路盤の築造工法は、**設計図書**によるものとする。
- ３．受注者は、路盤の施工に先立って、路床面又は下層路盤面の浮石、その他の有害物を除去しなければならない。
- ４．受注者は、路床面又は下層路盤面に異常を発見したときは、その処置方法について監督職員と**協議**しなければならない。

公－１－１－６－２ アスファルト舗装の材料

アスファルト舗装工に使用する材料について、道－１－１－６－２材料、道－１－１－６－３アスファルト舗装の材料の規定によるものとする。

公－１－１－６－３ コンクリート舗装の材料

- １．コンクリート舗装工で使用する材料について、以下は**設計図書**によるものとする。
 - (１) アスファルト中間層を施工する場合のアスファルト混合物の種類
 - (２) 転圧コンクリート舗装の使用材料
- ２．コンクリート舗装工で使用する以下の材料等は、公－１－１－６－２アスファルト舗装の材料の規格に適合するものとする。
 - (１) 上層・下層路盤の骨材
 - (２) セメント安定処理、石灰安定処理、加熱アスファルト安定処理に使用する材料及び加熱アスファルト安定処理のアスファルト混合物
- ３．コンクリート舗装工で使用するコンクリートの強度は、**設計図書**に示すものとする。

公－１－１－６－４ 舗装準備工

舗装準備工については、道－１－１－６－５舗装準備工の規定によるものとする。

公－１－１－６－５ アスファルト舗装工

アスファルト舗装工については、道－１－１－６－６アスファルト舗装工の規定による

ものとする。

公－１－１－６－６ コンクリート舗装工

コンクリート舗装工については、道－１－１－６－７コンクリート舗装工の規定によるものとする。

公－１－１－６－７ 薄層カラー舗装工

薄層カラー舗装工の施工は、設計図書による。

公－１－１－６－８ ブロック舗装工

ブロック舗装工については、道－１－１－６－９ブロック舗装工の規定によるものとする。

第７節 工場製品輸送工

公－１－１－７－１ 一般事項

- １．本節は、工場製品輸送工として輸送工その他これらに類する工種について定めるものとする。
- ２．一般事項については、道－１－１－８－１一般事項の規定によるものとする。

公－１－１－７－２ 輸送工

輸送工については、道－１－１－８－２輸送工の規定によるものとする。

第８節 構造物撤去工

公－１－１－８－１ 一般事項

本節は、構造物撤去工として作業土工、構造物取壊し工、プレキャスト擁壁撤去工、排水構造物撤去工、ブロック舗装撤去工、縁石撤去工、運搬処理工その他これらに類する工種について定めるものとする。

公－１－１－８－２ 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、公－１－１－３－３公園土工の規定によるものとする。

公－１－１－８－３ 構造物取壊し工

- １．受注者は、構造物の取り壊しにあたっては、設計図書に記載する条件を遵守し、適切な機器を使用しなければならない。なお、設計図書に記載のない場合、或いは設計図書に記載する条件の機器が使用できない場合は、設計図書の内容について、監督職員と協議しなければならない。

2. 構造物取壊し工については、道－1－1－9－3 構造物取壊し工の規定によるものとする。

公－1－1－8－4 プレキャスト擁壁撤去工

プレキャスト擁壁撤去工については、道－1－1－9－7 プレキャスト擁壁撤去工の規定によるものとする。

公－1－1－8－5 排水構造物撤去工

排水構造物撤去工については、道－1－1－9－8 排水構造物撤去工の規定によるものとする。

公－1－1－8－6 ブロック舗装撤去工

ブロック舗装撤去工については、道－1－1－9－9 ブロック舗装撤去工の規定によるものとする。

公－1－1－8－7 縁石撤去工

1. 受注者は、縁石ブロックの撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないように施工しなければならない。
2. 受注者は、縁石ブロックの撤去に際して、通行に支障が生じないように必要な対策を講じなければならない。
3. 受注者は、縁石ブロックの撤去において、**設計図書**による処分方法によらなければならない。

公－1－1－8－8 運搬処理工

運搬処理工については、道－1－1－9－11 運搬処理工の規定によるものとする。

第9節 仮設工

公－1－1－9－1 一般事項

1. 本節は、仮設工として工事用道路工、路面覆工、土留・仮締切工、水替工、仮水路工、残土受入れ施設工、作業ヤード整備工、防塵対策工、防護施設工、仮設舗装工、その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 一般事項については、道－1－1－10－1 一般事項第2、3項の規定によるものとする。

公－1－1－9－2 工事用道路工

工事用道路工については、道－1－1－10－2 工事用道路工の規定によるものとする。

公－１－１－９－３ 路面覆工

路面覆工については、道－１－１－１０－４路面覆工の規定によるものとする。

公－１－１－９－４ 土留・仮締切工

土留・仮締切工については、道－１－１－１０－５土留・仮締切工の規定によるものとする。

公－１－１－９－５ 水替工

水替工については、道－１－１－１０－７水替工の規定によるものとする。

公－１－１－９－６ 仮水路工

1. 受注者は、工事車両等によりヒューム管、コルゲートパイプ、塩ビ管等の破損を受けないよう、設置しなければならない。
2. 受注者は、ヒューム管・コルゲートパイプ、塩ビ管の撤去後、埋戻しを行う場合には、埋戻しに適した土を用いて締固めをしながら埋戻しをしなければならない。

公－１－１－９－７ 残土受入れ施設工

残土受入れ施設工については、道－１－１－１０－１２残土受入れ施設工の規定によるものとする。

公－１－１－９－８ 作業ヤード整備工

作業ヤード整備工については、道－１－１－１０－１３作業ヤード整備工の規定によるものとする。

公－１－１－９－９ 防塵対策工

防塵対策工については、道－１－１－１０－１８防塵対策工の規定によるものとする。

公－１－１－９－１０ 防護施設工

受注者は、仮囲い又は立入防止柵の設置にあたり、交通に支障をきたす場合あるいは苦情が発生すると予想される場合には、工事前に対策を講じなければならない。

公－１－１－９－１１ 仮設舗装工

1. 仮復旧及び車道一次復旧
 - (1) 受注者は試験掘又は排水管布設等の掘削跡について、本復旧（又は該当工種による本設）又は、二次本復旧工事着手までの間に該当道路を一般交通の用に供するときは、直ちに仮復旧又は一次本復旧を施工しなければならない。

(2) 施工構造は**設計図書**によるものとする。

(3) 本項 1. 仮復旧又は一次本復旧箇所には、工事請負共通仕様書（1 共通編）添付資料 3「道路掘削跡復旧箇所における工事施工者名の表示要領」に従って工事施工者名を表示しなければならない。なお工事施工者名表示については、常に良好な状態に維持管理しなければならない。

2. 構造物横仮復旧

(1) 街渠コンクリート施工時における余掘り部分の復旧の施工構造については、**設計図書**によるものとする。

(2) 施工時における余掘り部分の仮復旧の施工構造については、**設計図書**によるものとする。なお、埋戻しについては公－1－1－3－3 公園土工の規定によらなければならない。

3. 段差すり付け

受注者が工事期間中に、一時的ではあるが、舗装道路面を開放しなければならないときは、通行に支障を及ぼさないように図 1－1－3 に示すように段差を修正して、事故が起こらないようにしなければならない。また、すり付け材が欠損しないように常に点検を行い、維持管理に努めること。併せて注意喚起の看板設置やペイントによる標示を行うこと。なお、仮取付に使用した材料は、続く工程の施工前にきれいに取除き、本舗装に支障のないようにしなければならない。

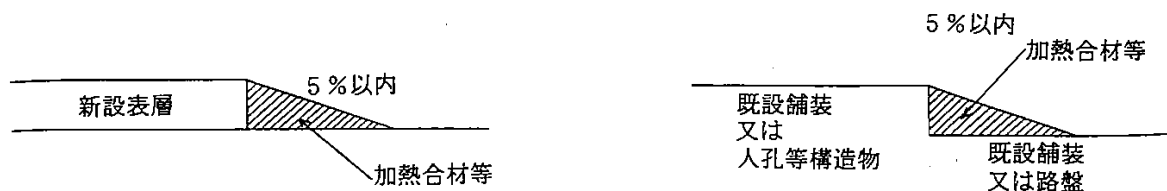


図 1－1－3 段差仮すり付け詳細図

第10節 軽量盛土工

公－1－1－10－1 一般事項

本節は、軽量盛土工として軽量盛土工その他これに類する工種について定めるものとする。

公－1－1－10－2 軽量盛土工

軽量盛土工については、道－1－1－11－2 軽量盛土工の規定によるものとする。

第11節 鋼材工

公－１－１－11－１ 一般事項

本節は、鋼材工として鋼材の工作、溶接接合、ボルト接合、アンカーボルトの埋込み、亜鉛めっき、その他これらに類する工種について定めるものとする。

公－１－１－11－２ 工作一般

1. 受注者は、鋼材の工作にあたっては、下記の事項によらなければならない。
2. 工作に先立ち監督職員の**指示**のあるものは、各部の原寸図を作成し、監督職員の**検査**を受けなければならない。
3. 切断寸法は加工によって生ずる収縮変形及び仕上げしろ等も考慮した大きさとしなければならない。
4. 各材の切断面は図面に指定するものを除き、軸線に垂直としなければならない。
5. ガス切断による場合は、自動ガス切断機を使用し、その切口に著しい切欠きがあってはならない。
6. 鋼管の切断は、原則として自動鋼管切断機を使用し、完全な開先加工を行わなければならない。
7. 切断によって生じたひずみは矯正しておかななければならない。
8. 曲げ加工は常温又は熱間加工とする。熱間加工は、鋼材を赤熱状態にして行わなければならない。
9. 図面に指定のある部分は削り仕上げとし、十分密着させなければならない。
10. 部材は組立てに先立ち、あらかじめ修正し、仕上り材に曲り、ねじれ、そり等が生じないように注意しなければならない。

公－１－１－11－３ 溶接接合

1. 受注者は、鋼材の溶接接合にあたっては、下記の事項によらなければならない。
2. 受注者は、溶接接合の作業は、下記の者によらなければならない。
 - (1) 溶接はJISZ3801(手動溶接技術検定における試験方法ならびにその判定基準)(半自動溶接にあつてはJISZ3841(半自動溶接技術検定における試験方法および判定基準)、ステンレス鋼溶接にあつてはJISZ3821(ステンレス鋼溶接技術検定における試験方法及び判定基準))に定められた試験のうち、その作業に該当する試験に合格した者または、これと同等以上の認定を受けた者により施工しなければならない。
 - ① なお、**設計図書**により溶接技能者の資格要件が指定されている場合は、指定された級 別以上の資格を有するものにより施工しなければならない。
 - (2) 仮付け溶接は、監督職員の**承諾**した溶接工で行うことができる。
3. 受注者は、溶接作業の準備にあたっては、下記によらなければならない。
 - (1) 溶接は回転わく等の治具(じぐ)を用いて、なるべく下向きで行うこと。

- (2) 溶接面は水分、スラグ、さび、塗料、その他作業の支障となるものを除去し、溶接中断時に生じるクレータ表面のスラグも溶接再開前に十分除去しておくこと。
4. 受注者は、組立にあたっては、下記によらなければならない。
- (1) 組立はできるだけ治具を用い、部材相互の位置を保つようにすること。
- (2) 溶接による変形を少なくするため適当な収縮量を見込み、また逆ひずみや拘束を与えて、仕上りの寸法、形状を正確に保つようにすること。
- (3) すみ肉溶接では、はだ合わせを十分に行わなければならない。
- (4) 突合わせ溶接では、ルート間隔を正確に保ち、裏あて金を使う場合にはその密着に注意すること。
5. 受注者は、仮付けをする場合の位置は、継手の端部、隅部、本溶接の終始点等の部分を避けなければならない。
6. 受注者は、溶接作業にあたっては、下記によらなければならない。
- (1) 溶接作業に応じた適正な溶接棒の種別と棒径、電流、電圧及び溶接速度を選定し、欠陥のないように溶接すること。
- (2) 溶接の順序及び運棒方法は、溶接後にはなはだしい変形を残さないように定めること。
- (3) 突合わせ溶接は表面から溶接した後、裏はつりをして裏面から溶接すること。裏はつりができない場合には裏あて金をつけること。
- (4) 気温が 0℃以下、雨天及び強風時の場合は、溶接作業を行ってはならない。
7. 受注者は、溶接箇所の仕上がりについては、下記によらなければならない。
- (1) 溶接の表面はできる限り平滑になるよう心掛け、溶接のサイズ及び長さは設計寸法を下回ってはならない。
- (2) 余盛りは図面の**指示**に従うものとする。ただし、特に**指示**のない場合は、4mmを超えてはならない。
- (3) 溶接部はアンダーカット、オーバーラップ、割れ、不溶着、溶込み不足、スラグの巻込みその他の欠陥があってはならない。
- (4) 仕上がり箇所の見え掛け部分は、原則としてサンダー掛け等で仕上げを行うこと。
8. 受注者は、工場塗装にあたっては、下記によらなければならない。
- (1) 工場塗装は、特に定めがない場合又は監督職員の**指示**がない場合は、公-1-4-12-2 塗装仕上げ工の規定によることとし、原則として1回塗りとする。ただし、コンクリートに埋め込まれる部分は、特に指定する場合を除き塗装しないこと。
9. 受注者は、発送にあたっては、下記によらなければならない。
- (1) 特に**指示**ある場合は、発送に先立って仮組立を行い、監督職員の**検査**を受けなければならない。
- (2) 輸送にあたっては、本編第1章第7節工場製品輸送工によること。
10. 受注者は、現場組立にあたっては、下記によらなければならない。
- (1) 部材は適当な受台の上に置き、部材に曲げ、ねじれ等の損傷を与えないようにし、部材に曲り、ねじれ等を生じたときは組立てに先立ち修正すること。

- (2) 組立ての途中、風圧その他の荷重に対しては、必要に応じ筋交い、その他の支持材で補強すること。
- (3) 柵等の延長の長いものは、特に通りや高さに注意し、監督職員の指示のある場合は伸縮継手を設けること。
- (4) 現場組立（建込み）終了後、現場溶接又は運搬途中等で下塗装の塗膜に損傷、はく離のある箇所は補修塗りを行うこと。

公－１－１－11－４ ボルト接合

- １．受注者は、鋼材のボルト接合にあたっては、下記の事項によらなければならない。
 - (1) 孔あけはドリルあけを原則とする。ただし、板厚が13mm以下の時はせん断孔あけとすることができる。
 - (2) ボルト孔径は、ボルト径より1mm(呼び径10mm以下にあつては0.5mm)以上大きくあけてはならない。ただし、アンカーボルトにおいては、特に指定するもののほかは、その余裕を5mmとする。
 - (3) ボルト孔は所定のゲージ線にピッチを正しく、かつ円筒形とし、その方向は部材の表面に直角とし、材片を組み合せた場合に孔心が一致するようにしなければならない。
 - (4) ボルト孔周囲のまくれ及び著しいひずみは取り除き、指定のある場合は面取りを行わなければならない。
 - (5) アンカーボルトは、ナット付きとし、ゆるみのないように十分締付けなければならない。
 - (6) 特に明記のあるボルトのナットは、十分に締付けた後、コンクリートに埋め込まれる場合のほかは、スプリングワッシャあるいは戻り防止付ナットを使用するなど、適切な方法でナットのゆるみを防止しなければならない。
 - (7) 組立接合をボルト接合とする場合に使用するボルト、ナット、座金類は亜鉛めっき製品を原則とする。

公－１－１－11－５ アンカーボルトの埋込み

- １．受注者は、鋼材のアンカーボルトの埋込みにあたっては、下記の事項によらなければならない。
- ２．受注者は、アンカーボルトを埋込む基礎は型枠を特に堅固に補強し、その上面は水平にそろえ、型枠に心出し用材を取り付け、型板を用いてボルト心を定めなければならない。ボルト下部の振れ止め及び位置を正確に保つよう完全に保持しなければならない。
- ３．受注者は、ボルトの埋込み工法は下記の規定によらなければならない。
- ４．固定埋込み式は、アンカーボルトの位置及び高さを正確に定め、十分緊結した後、ボルトが完全固定されるようにコンクリート打ちを行うこと。
- ５．可動埋込み式は、アンカーボルト頭部の位置が調節できるようにボルトの周囲を薄鋼板製じょうご状筒で囲み、位置及び高さを正確に定めたうえコンクリート打ちを行う。

コンクリートの硬化後、じょうご状筒が固着しないうちに静かに取り除き、ボルトの心出しを行い、ボルトの位置を調整してモルタルを充てんすること。

6. 受注者は**設計図書**で**指示**のある場合は、あと施工アンカーを使用することとし、その施工は以下によらなければならない。
7. あと施工アンカーの設置は、新規打設したコンクリート基礎にあつては、その強度が概ね15N/mm²以上に達しなければ施工してはならない。
8. 接着系あと施工アンカーは、製造後2年以上経過したものを使用してはならない。
9. アンカー差込孔は、設置するあと施工アンカーに適合した径のドリルを使用し、所定の深さまで壁面または床面に垂直に搾孔するものとする。この際搾孔深さに過不足があつてはならない。
10. 搾孔後のアンカー差込孔は、ブロアー等を用いてコンクリート屑を取り除かなければならない。特に接着系あと施工アンカーを設置する場合は、さらに清掃ブラシ等を用いて、孔内面に付着したコンクリート粉を完全に除去しなければならない。
11. あと施工アンカーの打ち込みにあつては、治具や補助スリーブなどを用いることとし、ねじ山やボルト部に損傷や変形を与えてはならない。
12. 拡張系あと施工アンカーの打ち込みは、所定の深さまで完全に打ち込むこととし、スリーブ(内ネジ式にあつては本体)の表面は、壁面または床面より突出してはならない。
13. 接着系あと施工アンカーは、打ち込み後、接着剤が固化するまでボルト本体を垂直に保持しなければならない。また、それぞれで指定する保持時間を経過するまで工作物を取り付けてはならない。
14. 受注者は、**設計図書**で指定するあと施工アンカーの種類が不相当である場合は、監督職員と**協議**し、適切な種類のあと施工アンカーを使用しなければならない。

公-1-1-11-6 溶融亜鉛めっき

1. 受注者は、鋼材は切断、せん孔、曲げ、溶接接合等を終えた後、溶融亜鉛めっきを行うものとし、めっきに際して処理前仮組のうえ、必要に応じて監督職員の**下検査**を受けなければならない。
2. 受注者は、処理する鋼材の下地調整（清掃、さび落とし、酸洗い等）を完全にしたらうえ、**設計図書**で指定するJIS H 8641（溶融亜鉛めっき）の規格に適合しためっきを行わなければならない。
3. 受注者は、めっきにより生じたひずみは、建込み、組立前にひずみ直しを行わなければならない。この際高温による皮膜劣化や工具による損傷を与えないよう注意しなければならない。
4. 受注者は、運搬、建込みに際しては被膜に損傷を与えないよう十分養生しなければならない。

第12節 組積工

公－１－１－12－１ 一般事項

1. 本節は、組積工として、建築コンクリートブロック工、れんが積み、その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、材料の運搬は割れ、かどの破損等のないよう注意しなければならない。
3. 受注者は、材料の集積は品質、形状別に区分し、直接地上に置くことを避け、かつ雨露にさらされないようにしなければならない。
4. 受注者は、目地モルタル及び充てんモルタルが硬化するまで振動、衝撃等を与えないように注意しなければならない。
5. 受注者は、組積箇所の空洞部分には、水が入らないようにし、滞留した水はこれを排除しなければならない。

公－１－１－12－２ 材料

1. 受注者は、JIS A 5406（建築用コンクリートブロック）の規格に適合するブロックを使用するものとし、特に定めのない場合はすべてC種を使用しなければならない。
2. なお、これら以外のブロックについては、監督職員の**承諾**を得たものを使用するものとする。
3. 受注者は、モルタルに用いる砂は清浄硬質なもので、ふるいにかけて使用しなければならない。
4. 鉄筋は工事請負共通仕様書（１ 共通編）第３章無筋・鉄筋コンクリート第７節鉄筋工の規定による。
5. モルタルの配合は、特に定めのない場合表１－１－１によるものとする。

表 １－１－１ モルタルの配合比

用 途	配合(セメント:砂)	備 考
目地用	１ ： ２	目地幅は標準として10mmとする。 壁体等監督職員の指示のある場合は適量の防水剤を混入すること。
充てん用	１ ： ３	
化粧目地用	１ ： ２	

公－１－１－12－３ 遣り形・墨出し

受注者は、遣り形・墨出しにあたっては、下記の事項によらなければならない。

- (1) 縦遣り形は足場、型枠等に連結することなく、正確、堅固に設け、作業開始前に必ず点検し、位置を正しく保持しなければならない。
- (2) 軽微なものは縦遣り形にかえて目地割り定規によることができるが、水準器とさげ振り定規を必ず併用しなければならない。

- (3) 均しコンクリート又は基礎型枠の上端にブロック割に基づく縦筋の位置を正確に明示しなければならない。

公－１－１－12－４ 配筋

- １．受注者は、配筋にあたっては、下記の事項によらなければならない。
- (1) 縦筋は原則として継手を設けず、基礎又は臥梁まで直通させ、その定着長さは40 d (dは鉄筋の呼び径。以下同様)以上としなければならない。
- (2) 横筋は端部を180° のフックとし、コンクリート又はモルタルのかぶり厚さを正確に保ち、縦筋との交点は結束線で緊結するものとし、隅部の横筋端部は水平に折り曲げ、縦筋外側を回し、その定着長さは40 d 以上としなければならない。

公－１－１－12－５ ブロック積み

- １．受注者は、ブロック積みの施工にあたっては、下記の事項によらなければならない。
- (1) 受注者は、準備にあたり基礎等の上端を作業開始前に清掃し、ブロックの破損を点検のうえ、泥等を清掃し、目地接着面及びコンクリート面に適当な湿りを与えなければならない。
- ① なお、モルタルはあらかじめ空練りをしておき、使用に従い加水混練し加水後はなるべく早く使用し、凝結を始めたものは使用してはならない。
- (2) 受注者は、積み方については、下記によらなければならない。
- ① 縦遣り形及び地墨にならい、まず左右のすみを正確に積み上げ、これを基準として水平に水糸を張り、水平垂直に一段ごとにブロックのシエル幅の広い方を上に積み進むこと。
- ② 目地モルタルは接合面全体に塗り付け、ブロックを目違いなく目地一様に引き通し、すりつけながら積み、１日の積上げ高さは1.6m以下を標準としなければならない。
- (3) 受注者は、目地の仕上げについて、目地モルタルの硬化に先立ち、入念に目地ずりをしなければならない。化粧目地の場合は、目地ごてを用い、空げきを生じないように入念に押しつけてちりを一様に仕上げるものとする。

公－１－１－12－６ 中詰モルタル

- １．受注者は、中詰モルタルの施工にあたっては、下記の事項によらなければならない。
- (1) モルタルの打込みは、細長い丸棒等で豆板やすのできないよう入念に突固めながら充てんしなければならない。
- (2) 空洞部に鉄筋を入れる場合には、その空洞にはブロック２段ごとにモルタルを詰めなければならない。
- (3) ブロックの接合によって生ずる空洞部は、特に定めのない限り、鉄筋がない場合でもモルタルを詰めなければならない。
- (4) モルタルの打継ぎ位置は、ブロック上端から5 cm下り程度としなければならない。

公－１－１－１２－７ まぐさ及び臥梁^{が りょう}

- １．受注者は、まぐさ及び臥梁^{が りょう}にあたっては、下記の事項によらなければならない。
- (1) 現場打ち鉄筋コンクリートまぐさの横筋は、開口部両側壁に40 d 以上定着させるものとし、既製コンクリートまぐさは、両端ブロックへのかかりを20cm以上としなければならない。
 - (2) 臥梁の主筋は隅部では端部を折曲げ、直交する臥梁^{が りょう} コンクリートに40 d 以上定着させなければならない。

公－１－１－１２－８ れんが積材料

れんがは、特に定めのない限り普通れんが（３種）JIS R 1250（普通れんが）及び耐火れんが（４種以上）JIS R 2304（粘土質耐火れんが）を使用しなければならない。また、その他のれんがについては、監督職員に見本を提出し、承諾を得るものとする。

公－１－１－１２－９ れんが積施工

- １．受注者は、れんが積の施工にあたっては、下記の事項によらなければならない。
- (1) 目地モルタル（１：２）は接合面の全部に行きわたるようにし、目地幅は特に定めのない場合は10mmとしなければならない。
 - (2) 見え掛りは表面を清掃、水洗い及び目地ざらいをして化粧目地仕上げとし、見え隠れ部分は積み放しとしなければならない。
 - (3) レンガの付着物は除去し、あらかじめ水中に浸し、適当に吸水させなければならない。
 - (4) 着手前にれんが割をし、縦目地は特に定めのない限り芋目地にならないように積み上げなければならない。
 - (5) １日の積上げ高さは1.2m以下とし、工事半ばの積み終りは段逃げとしなければならない。

第13節 付帯工

公－１－１－１３－１ 一般事項

本節は付帯工として、試験掘削工、蓋修正工、その他これに類する工種について定めるものとする。

公－１－１－１３－２ 試験掘削工

試験掘削工については、道－１－１－１２－２ 試験掘削工の規定によるものとする。

公－１－１－１３－３ 蓋修正工

1. 下水マンホール修正

受注者は、下水マンホールについて路面との高さ調整が必要な場合は、監督職員の**承諾**を得て、下記の事項により、蓋の修正を行わねばならない。

(1) 施工

- ① 蓋修正にあたっては、事前に施設管理者と**協議**を行い、必要に応じて施工申請手続きを行わなければならない。
- ② 蓋のとりはずしは人力で行い、蓋及びマンホールを破損しないように丁寧に撤去しなければならない。
- ③ 蓋及びブロックに付着したモルタル片、ごみ、汚物等は使用前に清掃し、マンホール内部へ破砕片等が入らないよう注意しなければならない。

(2) 確認

- ① マンホール蓋は、修正完了時において、施設管理者と**立会**して**確認**を受けなければならない。

2. 街渠柵修正

受注者は、街渠柵蓋について路面との高さ調整が必要な場合は、監督職員の**承諾**を得て、下記の事項により、蓋の修正を行わねばならない。

(1) 施工

- ① 街渠柵蓋修正にあたっては、事前に施設管理者と**協議**を行い、必要に応じて施工申請手続きを行わなければならない。
- ② 蓋のとりはずしは人力で行い、蓋及び街渠柵を破損しないように丁寧に撤去しなければならない。
- ③ 蓋及びブロックに付着した破砕片、ごみ、汚物等は使用前に清掃し、街渠柵内部へ破砕片等が入らないよう注意しなければならない。
- ④ 施工においては、在来囲いコンクリートを破砕撤去し、囲いコンクリートを打ち直して高さを調整すること。

(2) 確認

街渠柵蓋は、修正完了時において、施設管理者と**立会**して**確認**を得なければならない。

3. 集水柵修正

受注者は、集水柵蓋について路面との高さ調整が必要な場合は、監督職員の**承諾**を得て、下記の事項により、蓋の修正を行わねばならない。

(1) 施工

- ① 街渠柵蓋修正にあたっては、事前に施設管理者と**協議**を行い、必要に応じて施工申請手続きを行わなければならない。
- ② 蓋のとりはずしは人力で行い、集水柵を破損しないように丁寧に撤去しなければならない。
- ③ 蓋及びレンガに付着した破砕片、ごみ、汚物等は使用前に清掃し、集水柵へ破砕片等が入らないよう注意しなければならない。

- ④ 集水枥修正については、吐口コンクリートの上まで取り外し、レンガを積み直し高さを調整すること。

(2) 確認

- ① 集水枥蓋は、修正完了時において、施設管理者と**立会**して**確認**を得なければならない。

4. 水道用鉄蓋及び止水栓修正

受注者は、水道用鉄蓋及び止水栓について、路面との高さ調整が必要な場合は、監督職員の**承諾**を得て、下記の事項により、修正を行わねばならない。

(1) 施工

- ① 街渠枥蓋修正にあたっては、事前に施設管理者と**協議**を行い、必要に応じて施工申請手続きを行わなければならない。
- ② 蓋のとりはずしは人力で行い、蓋及び弁室内部を破損しないように丁寧に撤去しなければならない。
- ③ 蓋及びブロックに付着した破砕片、ごみ、汚物等は使用前に清掃し、弁室内部へ破砕片等が入らないよう注意しなければならない。
- ④ 修正の材料は、監督職員と**協議**を行い、使用しなければならない。

(2) 確認

- ① 水道用鉄蓋及び止水栓は、修正完了時において、施設管理者と**立会**して**確認**を受けなければならない。